

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン 第6版から第7版への改訂(案)の主なポイント

別紙 1

改訂の経緯

- ・令和元年11月以降、総務省が公正取引委員会及び中小企業庁と連携して実施している「ガイドライン遵守状況調査」を通じて、著作権の帰属について放送事業者と番組製作会社との間で認識の差が存在すること、番組製作会社間の下請取引についても適正化の課題が存在すること及び放送事業者によって下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）の範囲に関する理解等にばらつきがあることが明らかとなった。また、総務省が毎年実施しているガイドライン・フォローアップ調査の結果等においても、番組製作会社間の下請取引の適正化に係る課題等が数値的に確認された。
- ・さらに、「規制改革推進に関する答申」を受けて令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、著作権の帰属等について契約形態別に類型化し、雛型の充実を図る等、必要な方策を講ずることとされた。

⇒ これらに対応するため、令和元年12月以降、計7回検証・検討会議^(※)を開催するなどの議論を経て、このたび、総務省においてガイドライン(第7版)(案)を作成したところ、主な改訂内容は次のとおり。

(※) 放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議

主な改訂内容(1/2)

1. 業務委託内容別の著作権の帰属等に関する明確化

- ・契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等について、発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにすることを目的とした一般的・概括的な整理表を作成した上で、
 - (1) 発注段階において、発注者は受注者に対し、「業務委託の種類」や「放送局の番組単位の種別」のどの取引に該当するか外形的に明確化することが必要であること
 - (2) 発注者から受注者に対して類型や取引の種別について外形的に明確に伝えたとしても、当該種別に該当するか否かは実際の取引内容に即した十分な情報に基づく個別具体的な判断が必要であること

などを追記の上、情報成果物作成委託の発注書の雛形を充実するとともに、役務委託に関する発注書の雛形を新たに追加。

2. 製作会社間の取引適正化

- ・放送事業者と元請けとなる番組製作会社だけでなく、元請けと孫請けとなる番組製作会社との間の下請取引にも問題が生じていることから、発注者となる番組製作会社も本ガイドラインの対象となる旨追記するとともに番組製作会社間の取引において問題となり得る事例を追加。

3. 下請法の解釈明確化

- ・総務省が公正取引委員会・中小企業庁とともに実施しているガイドライン遵守状況調査により、放送事業者によって下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）の範囲等に関する理解にばらつきがあることが明らかになったことから、

- (1) 役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分の取引は、下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）がある場合、当該発注は一体として下請法の対象であること
- (2) 親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき情報成果物である「下請事業者の給付の内容」について、3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう明確に記載する必要があること

など、下請法の対象となる取引の範囲や3条書面への記載内容を明確化。

4. その他(ベストプラクティスの充実等)

- ・令和元年11月以降、総務省が公正取引委員会及び中小企業庁と連携して実施している「ガイドライン遵守状況調査」を通じて把握した問題となり得る取引事例、望ましいと考えられる事例に関する記載を充実。